

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 抜粋 (令和2年12月閣議決定)

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

第4章 対策の事業規模

第2章において示した重点的に取り組むべき対策について、加速化・深化を図る観点から、追加的に必要となる事業規模は、今後5年間でおおむね15兆円程度を目途としており、別表のとおりである。また、対策の初年度については、令和2年度第3次補正予算により措置する。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融資のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

緊急防災・減災事業費の拡充・延長等

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担については、これまでと同様、国土強靱化債又は補正予算債により措置

1. 緊急防災・減災事業費の拡充・延長

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

5,000億円

【対象事業の拡充】

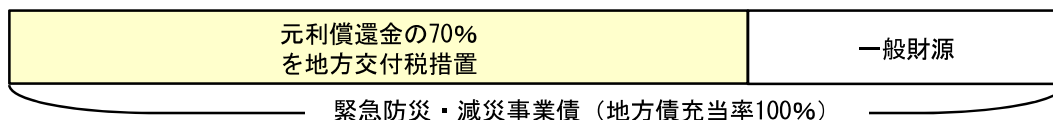
- ① 避難所における新型コロナウイルス感染症対策
(換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫等)
- ② 社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助
(避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等に対する補助)

<避難所における3密対策>



【地方財政措置】

緊急防災・減災事業債 (充当率100%、交付税措置率70%)

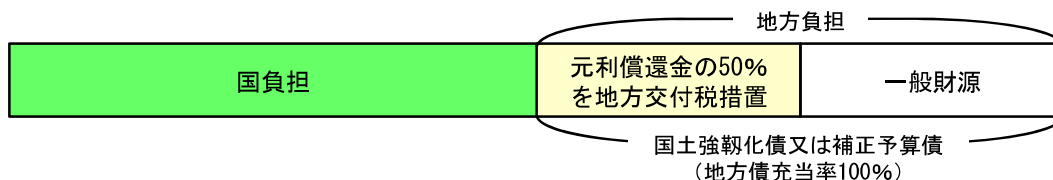


2. 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う地方負担

【地方財政措置】

当初予算分：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 (充当率100%、交付税措置率50%)

補正予算分：補正予算債 (充当率100%、交付税措置率50%)



事 務 連 絡
令和3年1月22日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

国の令和3年度一般会計歳入歳出概算につきましては、令和2年12月21日、閣議決定されたところであります。

この国の一般会計歳入歳出概算に関連して、現在令和3年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 眞貝

電話 03-5253-5612

について、令和3年度においても、前年度同額の1兆円を計上することとしている。

- 10 地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和3年度においても、前年度同額の4,200億円を計上することとしている。

人口減少・少子高齢化が長期にわたって進行していく中で、地域社会の持続可能性への懸念が高まっており、地域社会の維持・再生に向けた対応を進めていく必要があることから、地方財政計画に歳出項目を設けて経費を計上しているところであり、各地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、生活を支えるサービスの確保や地域コミュニティの再生などの取組を積極的に推進していただきたい。

- 11 防災・減災、国土強靱化については、令和2年度に最終年度を迎えた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定。以下「3か年緊急対策」という。)に基づき取組を実施してきたところであるが、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策等について、取組の更なる加速化・深化を図るため、5か年加速化対策が策定され、令和3年度から令和7年度までの5か年に重点的かつ集中的に対策を講ずることとされた。

5か年加速化対策に基づく直轄事業負担金及び補助事業費について、当初予算に計上される場合には、その地方負担額を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債により措置することとし、補正予算に計上される場合には、その地方負担額を補正予算債により措置することとし、いずれの場合も、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置について、その50%(通常の場合における地方負担額に対する交付税措置率が50%を超えるものは、当該措置率)を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余は単位費用により措置することとしている。なお、5か年加速化対策の初年度である令和3年度においては、直轄事業負担金及び補助事業費が令和2年度補正予算(第3号)に計上されているため、その地方負担額については、補正予算債により措置することとしている。

また、地方公共団体が、5か年加速化対策と連携しつつ、地方単独事業とし

- て緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、新たに流域治水対策（支流対策、外水氾濫対策（河川事業）、内水氾濫対策（下水道事業）等）や橋梁・道路の洗掘・流失対策等を対象事業に追加した上で、事業期間を令和7年度まで継続することとし、地方財政計画の投資的経費（単独）に4,000億円（前年度比1,000億円、33.3%増）計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債（緊急自然災害防止対策事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。
- 12 地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災、国土強靱化対策に取り組んでいけるよう、「緊急防災・減災事業費」について、新たに避難所における新型コロナウイルス感染症対策（換気扇、洗面所、発熱者専用室、トイレ・更衣室・授乳室、感染防止用備蓄倉庫等）及び社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨災害対策に対する補助（避難路、避難階段、避難エレベーター、電源設備等の嵩上げ、止水板・防水扉、非常用電源・給水設備の設置等）を対象事業に追加した上で、5か年加速化対策の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、令和7年度まで継続することとし、令和3年度は5,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担額については、全額地方債（緊急防災・減災事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。
- 13 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化のため、防災重点農業用ため池の防災工事について、次のとおり地方財政措置を拡充することとしている。
- (1) 5か年加速化対策に基づく防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方負担額について、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置すること。
 - (2) 5か年加速化対策によらずに実施する「防災重点農業用ため池緊急整備事業（仮称）」に係る地方負担額について、令和3年度から令和7年度までの5年間、公共事業等債（「災害関連」と位置付け、地方負担額に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ）により措置すること。

市区町村の国土強靱化地域計画の策定率マップ(策定済み)

内閣官房国土強靱化室資料
「地域強靱化計画取組MAP」
(令和3年4月1日現在)

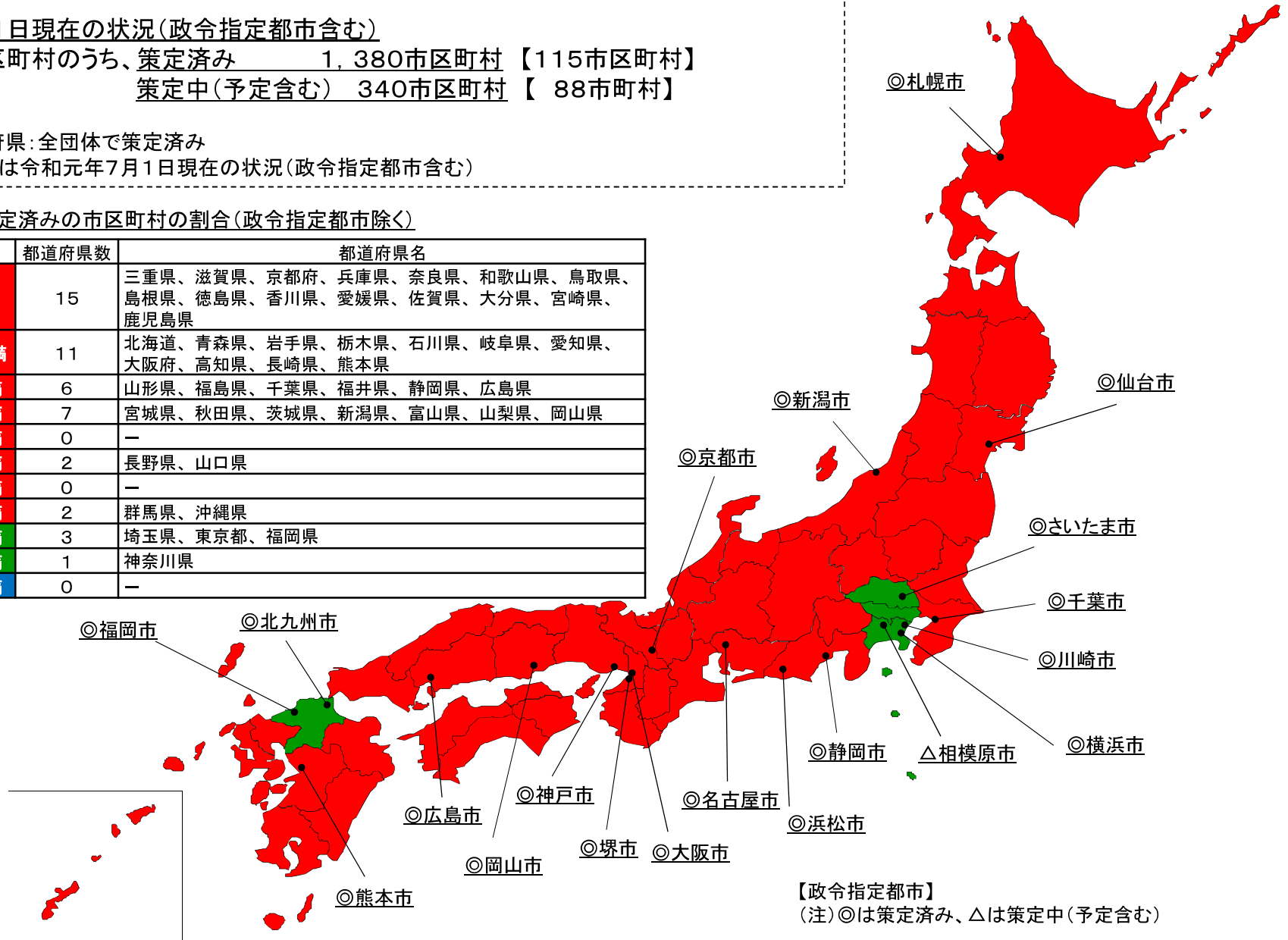
令和3年4月1日現在の状況(政令指定都市含む)

1,741市区町村のうち、策定済み 1,380市区町村【115市区町村】
策定中(予定含む) 340市区町村【88市町村】

<参考> 都道府県: 全団体で策定済み
【 】内は令和元年7月1日現在の状況(政令指定都市含む)

都道府県別 策定済みの市区町村の割合(政令指定都市除く)

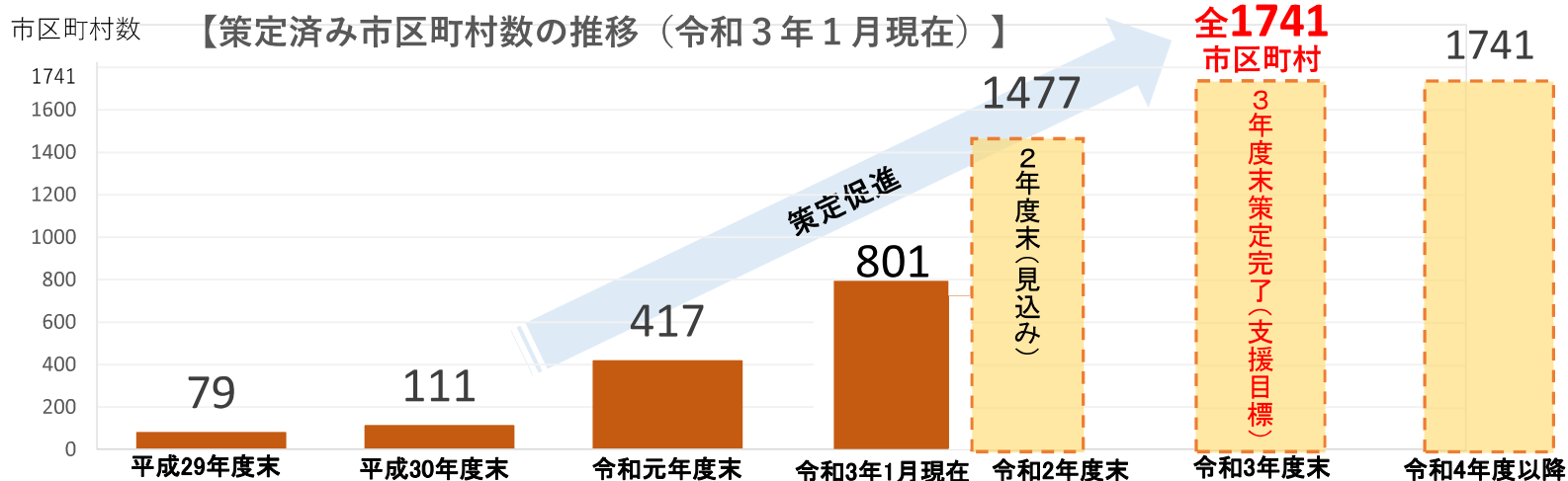
割合	都道府県数	都道府県名
100%	15	三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県
90%以上100%未満	11	北海道、青森県、岩手県、栃木県、石川県、岐阜県、愛知県、大阪府、高知県、長崎県、熊本県
80%以上90%未満	6	山形県、福島県、千葉県、福井県、静岡県、広島県
70%以上80%未満	7	宮城県、秋田県、茨城県、新潟県、富山県、山梨県、岡山県
60%以上70%未満	0	—
50%以上60%未満	2	長野県、山口県
40%以上50%未満	0	—
30%以上40%未満	2	群馬県、沖縄県
20%以上30%未満	3	埼玉県、東京都、福岡県
10%以上20%未満	1	神奈川県
1%以上10%未満	0	—



【第1フェーズ】国土強靱化地域計画の策定の支援・促進段階の取組方針

内閣官房国土強靱化室資料「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」（令和3年1月19日）

- 【現状】**
- ・地域の国土強靱化のため、地方公共団体の地域計画の策定及びそれに基づく取組を支援
 - ・令和3年1月現在、801市区町村で地域計画策定済、令和2年度末までに1,477市区町村が策定済となる見込み。
- 【方針】**
- ・令和3年度末までに全市区町村で地域計画策定完了となるよう支援・促進
 - ・令和3年度は、57(新規は13)の交付金・補助金で「重点化」等の支援を着実に実施
 - ・令和4年度以降、地域計画の策定状況や交付金・補助金制度の趣旨等を踏まえつつ、地域計画の策定を交付要件とする「要件化」を導入



R30.12
国土強靱化基本計画改訂

R2.12
5か年加速化対策

※「要件化」は、特別な事情がある地方公共団体等の場合は別途考慮
 ※「重点化」は、策定促進から内容充実に趣旨を変えて継続



- ・個別の出前講座等の実施
- ・5か年加速化対策の説明会(地方ブロック単位等)
- ・地域計画策定支援ツール(機能追加版)の提供、運用支援による、策定作業の支援
- ・国土強靱化地域計画策定ガイドラインの継続的な改善
- ・複数市町村による合同策定・共同策定の事例紹介、推奨 等

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：123対策

○追加的に必要となる事業規模：おおむね1.5兆円程度を目標

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね1.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね 2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね 0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね1.5兆円程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 対策例

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]

- ・流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）（国土交通省、農林水産省、財務省）
- ・港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策（国土交通省）
- ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策（農林水産省）
- ・医療施設の耐災害性強化対策、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（厚生労働省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策（警察庁）
- ・大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策（総務省） 等

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]

- ・高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策（国土交通省）
- ・送電網の整備・強化対策、SS等の災害対応能力強化対策（経済産業省）
- ・水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策（厚生労働省） 等

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]

- ・河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（国土交通省）
- ・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策（農林水産省）
- ・公立小中学校施設の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（文部科学省） 等

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]

(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]

- ・連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策（内閣府）
- ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策（国土交通省） 等

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]

- ・スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策（文部科学省）
- ・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策（国土交通省） 等

1. 基本的な考え方

○本対策は、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- ・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策(26対策)
- ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策(12対策)
- ・ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進(15対策)

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に53の対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策



気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、事前防災対策を推進



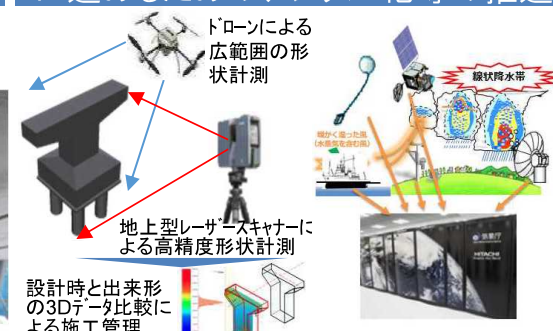
大規模地震時の緊急物資輸送機能等の確保のため、社会資本の耐震対策等を推進

予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策



緊急または早期に措置すべき社会資本に対する集中的な修繕等の対策を推進

国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進



国土強靱化事業を円滑化するICTの活用を推進

観測体制強化やスパコン等活用により気象予測を高度化

3. 本対策の期間

事業規模を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)の5年間

対策数:123対策 <うち国土交通省53対策>

	政府全体	うち国土交通省
1. 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	概ね12.3兆円程度	<26対策>概ね7.7兆円程度
2. 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	概ね2.7兆円程度	<12対策>概ね1.5兆円程度
3. 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	概ね0.2兆円程度	<15対策>概ね0.13兆円程度

合計

概ね15兆円程度を目途

概ね9.4兆円程度を目途

注)四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある